

「働き方改革」の一環として…

はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方

「夏の生活スタイル変革」とは

- 働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する国民運動「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」を展開しています。
- これにより、長時間労働の抑制や、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、豊かさを実感できます。
- また、①仕事の効率化を通じた労働生産性の向上、②自由時間の充実による需要創出が見込まれ、強い経済の実現を後押しすることにもつながります。

具体的な取組として…

- 高知の夏は、日の出が早く、日中暑くても朝には気温が下がるという特性があります。
- 夏の期間、朝の涼しい時間帯を活かして、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

朝型勤務とは…

「朝型勤務」とは、例えば、夏の間は始業・終業時刻を早めて*、残業は原則として認めないとする働き方などをいいます。

働く人が定時で退社し、明るいうちに帰宅して、地域のこと、家庭のこと、自分のことなどに時間を使えるような働き方に変革することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るものです。

やむを得ず残業する場合でも、始業前の一定時間しか認めない制度とするなど、企業の実情に応じたさまざまな手法が考えられます。

※：始業・終業時刻の変更には、就業規則の変更手続きが必要です。（裏面参照）

【朝型勤務の例】

○通常期 始業 8 : 30 ~ 終業 17 : 00



1時間前倒し

○6~8月 始業 7 : 30 ~ 終業 16 : 00



我が社は、涼しい時間に効率よく仕事して、暑くて労働能率が極端に低下する定時以降の残業はさせません！

注) 「ゆう活」の実施には、これを契機とした業務効率化及び意識の変革が不可欠です。仕事の開始時間を早めても、結果として帰る時間が変わらず、結果として労働時間が延長されてしまうのでは意味がありません。仕事を早く終え、早く帰れるように、ゆう活の取組にあわせて、業務の効率化、働き方への意識の変革を図りましょう。

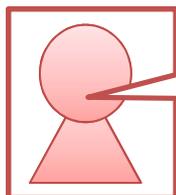
また、育児・介護等の事情により「ゆう活」が困難な労働者にまで無理に適用しないなどの配慮も必要となります。これらの点に十分留意のうえ、「ゆう活」を効果的に実施しましょう。

朝型勤務を始めてみると・・・

はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方。

ゆう活

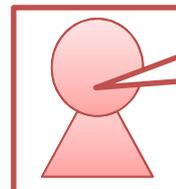
～ はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方。～



30代 Aさん

【早めの帰宅で保育園にお迎え♪】

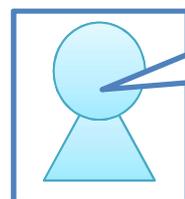
朝7時30分に出勤、午後4時まで仕事。保育園に直行して子どものお迎え。明るいうちに子どもと一緒に風呂。ちなみに、夫は朝、子どもに朝食を食べさせ、保育園に送りどけて10時に出勤。



40代 Bさん

【夕方は一人暮らしの母に会いに♪】

朝8時に出勤。午後4時30分まで仕事。夕方からは、80代の母の顔を見に郊外の実家へ。母は、まだまだ元気で介護はいらないけれど、一人暮らしなので少し心配。



50代 Cさん

【夕方からは「よさこい」の練習♪】

初めてよさこいの世話役になった私。うちの会社も朝型勤務が始まったので、朝7時に出勤して午後4時の定時まで仕事をし、明るいうちに踊り子が集まるよさこいの練習場所へ。

ゆう活特集ウェブサイト

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/u-katsu/index.html>

「朝型勤務」導入に当たって・・・

- 「朝型勤務」の導入により、**夏季の始業・終業時刻の変更など、就業規則等の変更が必要となる場合があります。**ご不明な点などがございましたら、高知労働局労働基準部監督課又は各労働基準監督署までご質問、ご相談ください。

お問い合わせ先	電話	所在地
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022	高知市南金田1-39 労働総合庁舎3階
高知労働基準監督署	088-885-6031	高知市南金田1-39 労働総合庁舎1階
須崎労働基準監督署	0889-42-1866	須崎市緑町7-11
四万十労働基準監督署	0880-35-3148	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎
安芸労働基準監督署	0887-35-2128	安芸市矢ノ丸2-1-6 安芸地方合同庁舎

※ 開庁時間：土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- 高知労働局雇用環境・均等室には、企業の皆様のご希望に応じて個別に事業場を訪問し、ワーク・ライフ・バランス実現のための方策や労働時間制度などに関するアドバイス等を「無料」で行う「働き方・休み方改善コンサルタント」が配置されています。このコンサルタントは、労働法制などについて専門の知識を持つ社会保険労務士から任用されており、皆様方からのご相談に丁寧に対応させていただきます。ぜひご活用ください。